

## 動物（犬猫）の死体取扱いについて

### 関連法規

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

・（廃棄物の定義）第2条第1項

廃棄物とはごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、灰酸、灰アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であって、固形状のものをいう。

（産業廃棄物の動物死体もある）

この規定により動物の死体を取り扱っている。

・（焼却禁止）第16条の2

何人も、（次に掲げる方法による場合を除き）、廃棄物を焼却してはならない。

勝手に個人が焼却できない（廃棄物は）

### ペット等の取扱い

・愛玩動物として飼われているペットが死んだ時、ごみ（廃棄物）として焼却するのに抵抗がある飼い主、また、宗教的及び社会慣習等により埋葬及び供養等を行いたい飼い主については、動物の死体であっても廃棄物処理法の『汚物又は不要物』には該当しないと考えるため、一般廃棄物の対象としていない。

国の見解 旧厚生労働省通知 昭和52年8月3日

・動物霊園（ペット霊園）事業にかかる廃棄物の定義について

厚生省環境衛生局水道環境計画課長 回答

『動物霊園事業に係る廃棄物の定義について』によると

「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の**廃棄物には該当しない**」

・国会での質問の答弁（平成16年10月29日）

「動物霊園事業」において取り扱われる動物の死体は、宗教的及び社会慣習等により埋葬及び供養等が行われるものであるため、社会通念上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「汚物又は不要物」に該当せず、よって同項に規定する「**廃棄物**」には当たらず、同法の規制の対象とはならないと考える。

・「動物霊園事業」において取り扱われる動物の死体に関する法律は、存在しない

・動物死体については、墓地、埋葬等に関する法律は適用されないとの答弁

斎場（火葬場）について（墓地、埋葬等に関する法律に基づく施設）

メモリアルトネなどの火葬場が動物の死体を取り扱う理由は、動物の飼い主が動物の死体を宗教的及び社会慣習等により埋葬及び供養等を行いたいため  
のニーズにより、取り扱われるものであるため、廃棄物処理法第2条第1項に規定する「**廃棄物**」には当たらず、同法の規制の対象とはならない。

動物の飼い主の個人の考え方や取扱いにより、動物の死体が、**一般廃棄物に該当する場合と、該当しない場合がある。**

一般廃棄物に該当するケースについて取扱いを存続。